

福岡県・茨城県における性暴力根絶条例及び関連計画等に基づく取組（特徴的な取組）

参考資料

	被害者等支援	性暴力被害の防止・性暴力のない社会の実現（教育・啓発）	加害者の再犯防止
福岡県	<p>性暴力被害者支援センター・ふくおかの運営</p> <ul style="list-style-type: none"> 相談対応 <ul style="list-style-type: none"> 受付時間 24時間365日 支援内容 電話相談、面接相談、医療機関の紹介、付き添い支援(医療機関、警察)、法的支援(弁護士相談)、心理カウンセリング、避難所の提供 医療費の公費負担 <ul style="list-style-type: none"> 産婦人科等 対象:初診料、処置料(初回診察時の応急的処置)、性感染症検査・治療費、裂傷治療費、緊急避妊措置薬費、人工妊娠中絶費 精神科・心療内科 対象:診察料、検査料、処方料、処方される薬代診断書料 	<p>①性暴力対策アドバイザーの養成</p> <ul style="list-style-type: none"> 受講対象 県臨床心理士会、性暴力関係機関からの推薦者、現役スクールカウンセラー 内容 <ul style="list-style-type: none"> 4つの教育分野(①性差別等の人権、②体や性の仕組み、③性に関する倫理学的見地、④性暴力・性被害の実情)及び教育方法についての講義を受講 到達テストを受験し、全ての到達テスト合格者に終了証を交付 希望する者を性暴力対策アドバイザーとして登録 養成後のフォローアップ 性暴力対策アドバイザーのスキルアップを目的とした研修・意見交換会を実施 <p>②性暴力対策アドバイザーの派遣</p> <ul style="list-style-type: none"> 対象 全校実施:高校生、中学生、小学校高学年、特別支援学校(いずれも公立学校) 希望校実施:私立学校生、小学校低、中学年 内容 <ul style="list-style-type: none"> 派遣アドバイザーによる授業(発達段階に応じた内容) (例)小学校高学年:境界線、信頼できる大人への相談 中学生:境界線、性的同意、性暴力の事例、相談先 高校生:性暴力の実態、被害の影響、二次被害防止、性暴力に対する社会の取組・役割 小学校高学年は2年、中学校、高校は3年ですべての公立学校に派遣 	<p>①住所等届出制度</p> <ul style="list-style-type: none"> 届出義務者 子ども(18歳未満)に対する性犯罪を犯した刑期満了者で5年以内の者 届出事項 氏名、住居又は住居、性別、生年月日、連絡先、届出に係る罪名、刑期が満了した日 届出不履行者、虚偽の届出に対し、5万円以下の過料 届出の状況 制度開始後、累計28件(R2～R5上半期) (R2:6件、R3:8件 R4:9件 R5上半期:5件) <p>②再犯防止対策(加害者相談窓口の運営)</p> <ul style="list-style-type: none"> 対象者 <ul style="list-style-type: none"> ①の届出義務者 上記以外の性暴力加害者 支援内容 <ul style="list-style-type: none"> 面接(再犯防止専門プログラム)の実施 R4実績:42件(うち、届出義務者2件) 医療費の公費負担
茨城県	<p>性暴力被害者サポートネットワーク茨城への財政支援</p> <ul style="list-style-type: none"> 相談対応 <ul style="list-style-type: none"> 受付時間 10:00～17:00 (土日祝日、年末年始除く) 支援内容 電話相談、メール相談、面接相談、医療機関紹介、付き添い支援(医療機関、警察)、法的支援(弁護士相談)、心理カウンセリング 医療費の公費負担 初診料、処置料、性感染症検査、緊急避妊、人工妊娠中絶にかかる処置料、投薬料、カウンセリング料 	<p>広報啓発を兼ねた犯罪被害者支援に関する認知度調査</p> <ul style="list-style-type: none"> 対象者 県民約100万人 <ul style="list-style-type: none"> 児童生徒(小学5、6年生、中学生、高校生) 約20万人 社会人、大学生、短大生等 約80万人 調査内容(全10問) <ul style="list-style-type: none"> 下記項目に関する県民の認知度を調査 <ul style="list-style-type: none"> ①被害者等の現状、支援の必要性、二次被害 ②被害者支援条例、性暴力根絶条例、相談窓口 ③①、②を知ったきっかけ、知らせるための手法、必要と考える支援 質問票からHPに誘導し、条例の趣旨、二次被害の防止等について啓発 	<p>①住所等届出制度</p> <ul style="list-style-type: none"> 届出義務者 子ども(18歳未満)に対する性犯罪を犯した刑期満了者で5年以内の者 届出事項 氏名、住居の所在地、性別、生年月日、連絡先、届出に係る罪名、刑期が満了した日 届出不履行者、虚偽の届出に対する罰則なし 届出の状況 制度開始後、累計1件(R5:1件) <p>②再犯防止対策(加害者相談窓口の運営)</p> <ul style="list-style-type: none"> 対象者 <ul style="list-style-type: none"> ①の届出義務者 上記以外の性暴力加害者 支援内容 <ul style="list-style-type: none"> 専門的治療プログラムを実施する機関の紹介 就労・住居に係る相談機関窓口の紹介
(参考) 大阪府		<p>①住所等届出制度</p> <ul style="list-style-type: none"> 届出義務者 子ども(18歳未満)に対する性犯罪を犯した刑期満了者で5年以内の者 届出事項 氏名、住居の所在地、性別、生年月日、連絡先、届出に係る罪名、刑期が満了した日 届出不履行者、虚偽の届出に対し5万円以下の過料 届出の状況(過去3年) (R3:19件、R4:25件、R5:20件) 届出率 80% ※R5.1.1～R5.6.30の推計 届出者のうち、②の社会復帰支援を受けた割合 31% <p>②社会復帰支援</p> <ul style="list-style-type: none"> 対象者 <ul style="list-style-type: none"> ①の届出義務者 支援内容 <ul style="list-style-type: none"> 専門的治療プログラムを実施する機関の紹介 カウンセリング 社会生活サポート(市町村等の福祉施策等を紹介) <p>③心理カウンセリング支援制度(入口支援)</p> <ul style="list-style-type: none"> 対象者 <ul style="list-style-type: none"> 性犯罪を犯し、罰金・料金、執行猶予、起訴猶予の処分を受けた者 支援内容 <ul style="list-style-type: none"> 心理カウンセリング(全6回) 	